

機関番号：12701

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730015

研究課題名（和文） 国際的組織再編に対応した税制の構築—日本企業の海外事業再編を軸に

研究課題名（英文） Studies on taxation of cross-border reorganization.

研究代表者

吉村 政穂（YOSHIMURA MASAO）

横浜国立大学・国際社会科学研究科・准教授

研究者番号：70313054

研究成果の概要（和文）：

組織再編においては、事業再編に対する移転価格税制の適用・運用について執行上の難点が指摘される中で、包括的な課税ベース（Common Consolidated Corporate Tax Base）策定の動きに期待する意見が（日本から眺めているよりも）強いことを知った。今後の研究の中で、CCCTBをめぐる議論において組織再編成がどのように扱われるべきかを検討していきたい。

理論的検討として、法人税法における費用化（損金算入）のタイミングに焦点を合わせ、「自己の便益」のための支出と「寄附金」との境界—福岡高裁平成19年12月19日判決を素材として—を執筆した。繰延資産（とりわけ「その他の繰延資産」）の扱いは、企業会計との差異が顕著な分野であり、法人税法独自の視点を明らかにする上でポイントとなる。損金算入制限のあり方をモデル化することで、組織再編における対価・のれんの扱いなどを検討する指標となることが期待される。

研究成果の概要（英文）：

Based on this project, I published two papers. First, I analyzed the distinction between voluntary contributions and deferred assets for the purpose of Corporate Income Tax in Japan in order to define function of the provisions concerning capitalized expenditures. Second, I surveyed effects of UCITS IV directive, which requires EU member countries to harmonize regulations for collective investments, on UK tax system. I showed how more integrated market will get rid of tax obstacles.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|----------|---------|-----------|
| 2008年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2009年度 | 600,000 | 180,000 | 780,000 |
| 2010年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1800,000 | 540,000 | 2,340,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：租税法、事業再編、M&A

1. 研究開始当初の背景

(1) 2005年に改正された会社法によって合併等対価の柔軟化が図られ、わが国会社法上も、いわゆる三角合併が可能となった。この改正は、外国企業が、その子会社（日本法人）と日本企業との合併等を行うに際して、自らの株式を対価とすることが可能となったことも意味する。国際的な企業買収・再編の動きに対応したものと見え、それ故に多くの人間の耳目を集めた。

そして、合併等対価が柔軟化されたことに対応し、平成18年度税制改正が行われた。新会社法によって可能となった三角合併、とりわけ国際的三角合併を容易とする税制上の措置とともに、租税回避の試みを塞ぐための規定も用意された。ここに、国際的な企業再編に対して税制がどう臨むか、その議論の端緒が開かれたといえる。

(2) しかしながら、国際的企業再編が可能となった改正に対して寄せられた社会的関心は、外国企業による日本企業の買収を警戒するという、偏ったものであった。そのため、国境を越えた企業再編について、いかなる課税上の仕組みを用意するかという問題領域に対して、非常に限定的な視点しか提供されていないのが現状となっている。会社法改正により三角合併が可能となったことで、国境を越えた組織再編に対する課税のあり方は議論のスタート・ラインに立った。しかし、その社会的・学問的関心は非常に限られたものとなっており、特に日本企業が海外部門の再編を行うにあたっての税制上の問題の多くは未検討であった。

(3) そのため、海外展開する企業の組織再編に関する税制上の問題を分析するにあたって、問題となる基礎的な論点の検討を踏まえ、今後の具体的な見通しを立てることが必要とされているように思われる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、国境を越えた組織再編の局面における効率的な経営資源の配分と税収確保との調和を実現するための、具体的方策を探究することを目的としている。また、法人税をめぐる行ってきた一連の研究プロジェクトの中で、法人課税の国際的側面についての理解を一層深めるものとして位置づけている。

(2) 具体的には、①日本企業が国内外における経営資源の効率的な配分を実現する利益と、そのことによる税収喪失のおそれとの調和をどこで図るか。その基本的方針と、具体的な仕組みを明らかにすること、および②国

内法による一方的解決では十分でなく、租税条約等を通じた取組みが必要となることが予想されるため、その具体的戦略、日本としての利害得失を明らかにすること、を目標とした。

3. 研究の方法

(1) 研究手法として、比較法および実証的アプローチを採用する。各国の国内法による対応、国際的取組みについて、それぞれの相違を明らかにし、その相違を生み出した要因を検証する。また、各国の法制度のみならず、特に、EUにおける市場統合の試みの中で、組織再編税制がどのように位置づけられているか分析・検討を行う。

(2) これらの検討を踏まえ、わが国にとって望ましい国際的企業再編税制の規律のあり方、および租税条約ポリシーのあり方について検討を行う。各国における国内企業の海外展開に対する税制上の仕組み（譲歩）のあり方、および国内法的対応を超えた租税条約等の取組みのあり方を明らかにし、わが国にとって望ましい制度の提言につなげる

4. 研究成果

(1) 最新文献や報告書の検討等を通じて、金融危機を経験し、不確実性を増す中で、ヨーロッパにおいて法人税をめぐる議論がどのように変化しているのか、その動向を知ることができた。例えば、金融危機の原因とはならなくとも、過剰なリスク・テイクを促進するバイアスを取り除くことを税制に期待する主張の高まり（銀行ボーナス課税の導入、金融取引税等の検討など）を目にし、規制と税制との連携を意図した制度構築の研究が必要であることを実感した。この点は、(2)に挙げる UCITS IV との関連で税制改正を捉えるという視点に生かしている。

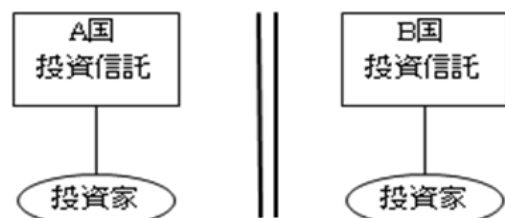
また、事業再編に対する移転価格税制の適用・運用について執行上の難点が指摘される中で、包括的な課税ベース（Common Consolidated Corporate Tax Base）策定の動きに期待する意見が（日本から眺めているよりも）強いことを知った。今後の研究の中で、CCCTBをめぐる議論において組織再編成がどのように扱われるべきかを検討することが課題となる。

(2) ヨーロッパにおいては、加盟国の財政問題が政治的な論点になったことに伴い、また、日本、イギリスが、海外子会社からの配

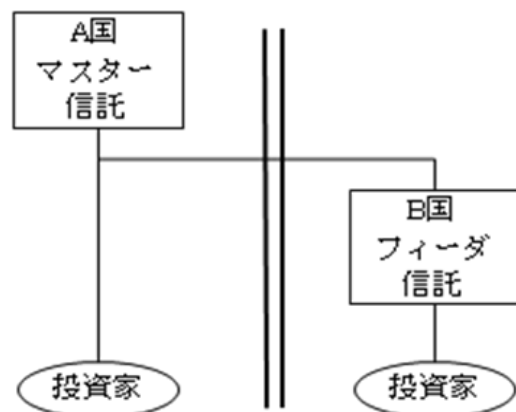
当を非課税とするいわゆるテリトリアル方式に移行したことにより、アメリカでも、法人活動の国際課税ルールに関する議論が活発なものとなっている。海外活動から生じる所得に対する課税ルールに変化があれば、それは当然クロスボーダーでの組織再編課税ルールに影響を及ぼす。加えて、国際的なM&Aに関しては、他国に本拠を置く企業との競争という視点が強く影響することを思えば、大きな転換点を迎える可能性はあるだろう。

その具体的な現れの一つとして、EUにおける集団投資規制の調和を目的としたUCITS IV指令が各国の税制改正にどういった影響を与えるかを検討することとした（「UCITS IVに対応した英国税制の動向」）。今後のEU各国における集団投資税制の方向性を知るとともに、国際的な資本移動の動きが活発となる中で、わが国の投資税制がもつ問題点を明らかにする手がかりとして重要な意義を有していると考えられる。

(UCITS IV 実施前)



(UCITS IV 実施後)



UCITS IV 実施前においては、集団投資スキームは各国ごとの認可・承認が必要とされ、それぞれの国に本拠を置く集団投資スキームとして投資を受入れていた。UCITS IV を国内的に実施した後は、国境を越えて、投資スキームの合併が生じることを許容しなくてはならないほか、マスター・フィーダ方式の投資スキームを認め、他国に本拠を置く投資スキームを中心に、その下部スキームとして

投資スキームが置かれることが促される。これは、投資スキームの本拠地として魅力ある環境を提供するために、EU加盟国間における競争が激化することを意味している。

この事態を受け、自国の税制上の障害を除去するために検討を進めているのが英国である。その英国における議論を参照することで、投資スキームの国際的展開に資する税制を構築する上での有益な示唆を得られた。

(3) また、基礎理論に関する検討として、法人税法における費用化（損金算入）のタイミングに焦点を合わせ、「自己の便益」のための支出と「寄附金」との境界—福岡高裁平成19年12月19日判決を素材として—を執筆した。繰延資産（とりわけ「その他の繰延資産」）の扱いは、企業会計との差異が顕著な分野であり、法人税法独自の視点を明らかにする上でポイントとなる。損金算入制限のあり方をモデル化することで、組織再編における対価・のれんの扱いなどを検討する指標となることが期待される。

その際、アメリカにおける議論動向もあわせて紹介した。アメリカにおいても、やはり同様の問題が存在するものの、法人税法における費用化（損金算入）のタイミングには無自覚なまま議論が行われている。しかしながら、具体的に紛争を生じる局面を分析することによって、繰延資産（とりわけ「その他の繰延資産」）の扱いに関して、法人税法独自の視点を明らかにする上で意味のある議論を提供できたと考えている。

(4) 各国における取組みを踏まえ、文章化することが今後の課題である。いずれの国も、法人税改正において国際的な側面を強調するようになってきている。この期間中は、十分に分析し、公表可能な形で整理するには至らなかったが、積極的に論文にまとめるよう努める。

また、域内での競争力格差の是正を図り、かつ加盟国の財政規律を強化することを目的として、EUによって「競争力協定」が提案された。その中には、法人税に係る課税ベース統合（Common Consolidated Corporate Tax Base）の動きを促進させることが含まれているため、今後の動きを注目していきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 吉村政穂、「自己の便益」のための支出

と「寄附金」との境界に関する覚書き、
トラス 60 研究叢書、査読無、2011、
近刊

- ② 吉村政穂、UCITS IV に対応した英国税制
の動向、トラス 60 研究叢書、査読無、
2011、近刊

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉村 政穂 (YOSHIMURA MASAO)
横浜国立大学・国際社会科学研究科・准教
授
研究者番号：70313054